

諮問日：平成 29 年 5 月 9 日（諮問第 5 号）

答申日：平成 29 年 11 月 21 日（答申第 3 号）

事件名：生活保護法に基づく生活保護申請却下決定についての審査請求事件

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成 28 年 7 月 22 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく生活保護申請却下決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

第 2 事案の概要

- 1 平成 22 年 10 月 18 日、処分庁は、審査請求人に対する保護を開始した。
- 2 平成 27 年 3 月 30 日、処分庁は、審査請求人から、審査請求人の子である〇〇〇〇が滋賀県立〇〇高等学校（以下「県立〇〇高校」という。）に進学する旨の「中学・高校卒業後の進路報告書」（以下「進路報告書」という。）の提出を受け、高等学校等就学費として基本額 5,450 円、学級費〇〇円および学習支援費〇〇円を追加支給する旨の保護変更決定をし、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成 27 年 3 月から同年 7 月までの間、〇〇〇〇の教科書代、上履き代、体育館シューズ代および定期代の支出をした。
- 4 平成 27 年 9 月 10 日、処分庁は、平成 27 年 7 月分以降の〇〇〇〇の定期代を追加支給する旨の保護変更決定を行い、審査請求人に通知し、以降、〇〇〇〇の定期代を高等学校等就学費として支給している。
- 5 平成 28 年 6 月 24 日、審査請求人から、処分庁に対し、平成 27 年 3 月から同年 7 月までの間、〇〇〇〇の高等学校等就学費として支出した教科書代〇〇円、上履き代〇〇円、体育館シューズ代〇〇円および定期代〇〇円（平成 27 年 4 月分から 6 月分）を遡及して支給することを求める旨の申請（以下「本件申請」という。）がされた。
- 6 平成 28 年 7 月 22 日、処分庁は、本件申請に対して、これを却下する処分を行い、審査請求人に通知した。

7 平成28年8月25日、審査請求人は、滋賀県知事（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分取消しを求める審査請求をした。

第3 関係する法令等の規定

- 1 法第8条第1項では、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとし、同条第2項では、その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならないとしている。
- 2 法第17条では、生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者またはそのおそれのある者に対して、生業に必要な資金、器具または資料、生業に必要な技能の習得ならびに就労のために必要なものの範囲内において行われるとしている。
- 3 法第8条第1項の規定に基づき定められた生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の別表第7の生業扶助基準においては、高等学校等就学費として、基本額、教材代、授業料、入学金および入学考査料、通学のための交通費ならびに学習支援費の基準額が定められている。
- 4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項および第3項の規定に基づく処理基準である生活保護法による保護の実施要領(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)の第7の8(2)イにおいては、高等学校等就学費の認定の対象および取扱いの方法等について定められている。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 遡及支給をしなかった判断の違法性および不当性について

東京都の生活保護運用事例集によれば、①実施機関に必要な届け出が行われていたこと、②被保護者になんの過失もないこと、③届け出に対応する処分が全くされていなかったこと、④遡及支給期間が5年より短いこと、⑤遡及して支給される保護費が自立更生に充てられることの5つの要件を満たせば一時扶助として遡及支給することとしており、本件では審査請求人について、同要件を満たしているにもかかわらず、遡及支給をしなかった点で、本件処分は違法または不当である。

(2) 手続的瑕疵について

処分庁において厚生労働大臣に報告した上で3か月を超える遡及支給の可否を検討することも可能であったにもかかわらず、そのような検討をしなかった点で本件処分は不当である。

2 処分庁の主張

審査請求人が処分庁に制服代、定期代、教科書代の相談をしたという事実はなく、加えて処分庁が審査請求人に当費用の支給ができないという回答をしたという事実はない。

また、東京都の生活保護運用事例集の遡及支給の要件を前提としても、審査請求人は同要件を満たさない。

第5 審理員意見書の要旨

1 意見の趣旨

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分の違法性についての判断

ア 裁量権の逸脱について

厚生労働省社会・援護局保護課長より生活保護行政の適切な運営という観点から各都道府県民生主管部長に発せられている事務連絡を基に作成されている「生活保護手帳別冊問答集」問13-2では、最低生活費の認定に関するものであるが、遡及変更は2か月程度と考えるべきであろうという旨の見解が示されている。

本件処分の対象である申請は、保護変更申請時から、約1年3か月から11か月程前に支出された平成27年3月から同年7月までの間の教科書代、上履き代、体育館シューズ代および定期代の遡及支給を求めるものであり、遡及変更は2か月程度と考えるべきとする上記の見解を大きく上回るものである。

また、審査請求人が支出した高等学校等就学費の合計額は〇〇円であり、生活保護受給中の審査請求人世帯にとって、経常的最低生活費の中から同額の支出をすることが容易ではなかったことは想像に難くないところではあるものの、これらの支出がされてから約1年3か月から11か月程度経過した申請時の審査請求人世帯の家計を圧迫しているとは言えず、これらの支給が認められないと、申請時の審査請求人の生活に酷になるような特段の事情も本件審査請求において提出された証拠等からは認められない。

以上の事情を考慮すると、本件処分が、社会通念上著しく妥当性を欠くとはいえず、裁量権を逸脱した違法な処分とは言えない。

イ 審査請求人の主張に関する検討

審査請求人は、東京都の生活保護運用事例集を引用し同要件を欠く場合に

は違法または不当になる旨主張するが、別個の自治体の運用事例が当然に処分庁に対する拘束力を持つわけではなく失当である。

(2) 本件処分の不当性についての判断

審査請求人は、保護の受給者が届出義務を果たしており、遡及が5年よりも短い場合は、個別に厚生労働省に報告した上で2か月よりも遡及した変更をする場合がある旨の見解を厚生労働省が示していることから、処分庁において厚生労働大臣に報告した上で3か月を超える遡及支給の可否を検討することも可能であったにもかかわらず、そのような検討をされていない点で、本件処分には手続的瑕疵があり、不当である旨の主張をする。

しかしながら、本件審査請求において提出された証拠からは上記の見解が示されていることは認められないし、個別案件処理に関する裁量権は処分庁にあるところ、処理基準となる通知等や技術的助言と異なり、厚生労働省担当者の口頭による見解について考慮しなかったからと言って、手続的瑕疵を帯びるものとは言えない。

第6 審査庁の裁決の考え方

審理員意見書のとおり、本件審査請求を棄却する。

第7 審査会に提出された主張書面および資料

審査請求人から当審査会に提出された主張書面および資料の要旨は、以下のとおりである。

1 裁量権の逸脱濫用について

審査請求人が遡及支給の申請の際に添付した意見書で、わざわざ東京都の生活保護運用事例集を示しているにもかかわらず、処分庁がその事例集に示された要件を検討したふしはない。

乙7号証のケース記録の平成28年6月27日から7月22日を見れば理解できるが、処分庁が本件処分をなすに当たって考慮した判断要素はただ一つ、顧問弁護士に対する法律相談の結果だけであり、判断要素の選択に合理性を欠いている。

しかも、その法律相談の結果は、本件のような保護の変更の場面においても申請書の提出義務が課されているなどと法的に誤った内容であり、判断過程にも合理性を欠いている。

そうすると、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠いていることは明らかであり、その結果、その判断が重要な事実を欠いていることもまた明らかである。本件処分は、裁量権を逸脱濫用したものである。

2 進路報告書の提出について

審査請求人は、平成27年3月25日に、担当ケースワーカーから進路報告書を提出するように言われ、同月30日に、処分庁に出向いて、進路報告書の様式をも

らい、その場で記入して提出した。

第8 審査会の判断

1 審理員の審理手続について

審理員における審理手続においては、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知、「反論書（最終）の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などの手続が行われていることが認められる。

しかしながら、本件審査請求については、審査請求人からの申請が遅れた事情など具体的な事実関係を把握することが重要であると考えられるところ、審理員の審理手続においては、審理関係人に対する質問権の行使など適切な権限行使が行われていないものと考えられた。

このため、当審査会においては、審理関係人から意見等を聴取することが必要と判断し、審査請求人の意見陳述および処分庁による口頭説明を行った。

2 審査会における調査

当審査会の調査により聴取した審査請求人の意見陳述および処分庁の口頭説明の要旨は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人の意見陳述

平成27年3月頃、審査請求人は、担当ケースワーカーに対して、教科書代や定期代など高校進学に要する費用について、生活保護費で助けてもらえないのか何度も相談をしたが、「出ない」と言われていた。

平成27年4月、担当ケースワーカーが交代し、同年夏頃に、新たな担当ケースワーカーから定期代が支給されるということを知ったため申請を行った。その結果、平成27年7月以降の分は支給されることとなったが、同年4月から6月分については支給してもらえなかった。

平成28年3月に、「高校生の就学支援について」という案内文書（以下「案内文書」という。）を処分庁から受領し、教科書代などについても支給があることを初めて知ったため、こうした費用についても申請を行った。

教科書代、上履き代、体育館シューズ代および平成27年4月分から6月分の定期代が支給されなかったのは、処分庁の誤りによるものであり、期限を過ぎているから支給しないということには納得ができない。

(2) 処分庁の口頭説明

処分庁においては、3か月を超えて遡及をしなければならないような個別の事情が認められる場合には、国に協議をした上で、3か月を超えた遡及支給を行うことがある。

しかしながら、本件について処分庁は、平成27年3月に、審査請求人に案内文書を発出しており、審査請求人が申請の義務を果たしていないことについて、

処分庁に過失はなく、また、審査請求人においてなお最低生活が維持されていたものであって、こうした場合には当たらない。

進路報告書の提出があった場合には、通常であれば、個別対応として、担当ケースワーカーから審査請求人に対して、申請の案内がされているものと思われる。ただ、審査請求人については、当時、他の内容で面談が手一杯の状況であったため、高等学校等就学費についての話が十分にできておらず、また、こちらの話が審査請求人に上手く伝わっていなかった点があるものと考えられる。

3 審査会の判断理由について

処分庁は、本件処分に係る通知文書において、「申請書の提出義務が被保護者に課されているにもかかわらず申請書の提出がなかった」ことおよび「最低生活費の遡及支給は3か月までである」ことを処分の理由として挙げている。

確かに、生活保護手帳別冊問答集では、最低生活費の遡及変更は3か月程度までとされるどころ、本件申請は、申請時から、11か月以上前に支出された教科書代、上履き代、体育館シューズ代および定期代の遡及支給を求めるものであり、審査請求人は、当時、当該費用に係る申請書の提出を行っていなかったものと認められる。

しかしながら、生活保護手帳別冊問答集において、遡及の期間が3か月とされているのは、被保護者の過失によって申請が遅れた場合を念頭に置いているものであって、実施機関による過誤等を原因として申請がなされなかったような場合においてまで、3か月を超えた遡及支給を行わない根拠となるものではないと解される。

すなわち、生活保護制度において、一般には、遡及支給の期間は3か月程度とされているものの、実施機関における実務においては、事案毎の個別の事情を斟酌し、国に協議をした上で、必要に応じて3か月を超える遡及支給も行われているものと認められ、本件処分については、審査請求人による申請が遅れた事情等を踏まえて、その妥当性を検討する必要があるものと判断される。

そこで本件について見ると、処分庁は、平成27年3月25日に審査請求人から、審査請求人の子が県立〇〇高校に合格した旨を電話で聴取し、また、同月30日に、直接、進路報告書の提出を受けていたものと認められ、当該時点において、審査請求人の子が高等学校に進学することおよびそれに伴い高等学校等就学費が発生することを把握していたものと言える。そして、処分庁の説明からすれば、こうした状況の下においては、通常、被保護者に対しては、担当ケースワーカーによる面談等を通して申請の案内が行われ、併せて提出すべき申請書の様式が交付されていることになる。

しかしながら、本件においては、ケース記録その他の証拠書類からは、処分庁が、審査請求人に対して高等学校等就学費についての面談等を行い、申請書の様式を交付するなどした形跡を認めることはできない。また、処分庁も、審査請求

人に対しては他の内容に係る対応で手一杯となっていたこと、伝達すべき内容が十分に審査請求人に伝わっていなかったことなど、審査請求人への対応が不十分であったことを示唆しているところである。

ところで、審査請求人においては、平成27年9月に、処分庁との面談等を基に定期代についての申請を行っていること、また、平成28年3月の案内文書の受領後に、教科書代、上履き代および体育館シューズ代についての申請を行っていることが認められる。

このことからすると、審査請求人は、支給され得ることを了知した費用については、それを了知した段階において、その都度、申請を行っていたことが強く推認される場所である。当時、審査請求人において、上履き代、体育館シューズ代および定期代等の費用を捻出することは、相当な負担を伴うものであったと思料される場所、仮に、当該費用の支給について処分庁から適切な案内等がなされていたとすれば、審査請求人からの申請は行われていたものと考えられ、審査請求人が、申請を懈怠または失念するといったことは、想像し難いものであると言える。

したがって、処分庁においては、高等学校等就学費の発生を把握していたにもかかわらず、申請の案内および申請書の交付等を適切に行っていないなど、通常の場合に比して、その対応に著しく配慮を欠く点があったものと判断せざるを得ず、申請が遅れたことについて、審査請求人のみにその責任を負わせることは酷と言うべきである。

なお、処分庁は、案内文書を発出していたことをもって、自らの対応に過失はなかったとしているものであるが、現に、審査請求人において申請書の様式を受領するにも至っていないことに鑑みれば、こうした対応が十分なものではなく、その後の対応にも問題があったことは明らかである。

また、本件については、ケース記録その他の証拠書類からは、本件処分にあって、処分庁が遡及支給についての具体的な検討を行った形跡は認められず、本件処分は、本来、考慮すべき要素について十分な考慮がなされていなかったものであると判断される。

以上のことから、本件処分は、不当なものであって取り消すことが相当であり、処分庁は、再度、遡及支給の可否について適切に検討を行うべきである。

4 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第9 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
-------	-----------

平成 29 年 5 月 9 日	・ 審査庁から諮問を受けた。
平成 29 年 5 月 24 日	・ 審査請求人から主張書面および資料の提出を受けた。
平成 29 年 6 月 21 日 (第 1 回審査会)	・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・ 審査庁から処分庁の決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成 29 年 7 月 21 日 (第 2 回審査会)	・ 審査請求人から意見を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成 29 年 8 月 28 日 (第 3 回審査会)	・ 処分庁から本件処分について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成 29 年 9 月 5 日	・ 審査請求人から主張書面の提出を受けた。
平成 29 年 10 月 2 日 (第 4 回審査会)	・ 答申案の審議を行った。

滋賀県行政不服審査会第二部会

委員 (部会長) 羽 座 岡 広 宣

委員 須 藤 陽 子

委員 辻 惠 子